

「BIS 規制」見直し  
——第二次市中協議案の概要——

平成 13 年 1 月

金融庁

# 「BIS規制」: 経緯と今後の日程

- 現行BIS規制

  - 1988年 バーゼル合意

  - 1993年3月 経過措置終了(邦銀)

- 市場リスク( トレーディング  
業務のリスク等 )に関する修正

  - 1996年 市場リスク規制公表

  - 1998年3月 適用開始(邦銀)

- 今回の見直し

  - 1998年3月 バーゼル委員会において検討開始

  - 1999年6月 第一次市中協議文書の公表

  - 2000年3月末 上記文書に対するコメント期限

  - 2001年1月 第二次市中協議文書公表

  - 2001年5月末 上記文書に対するコメント期限

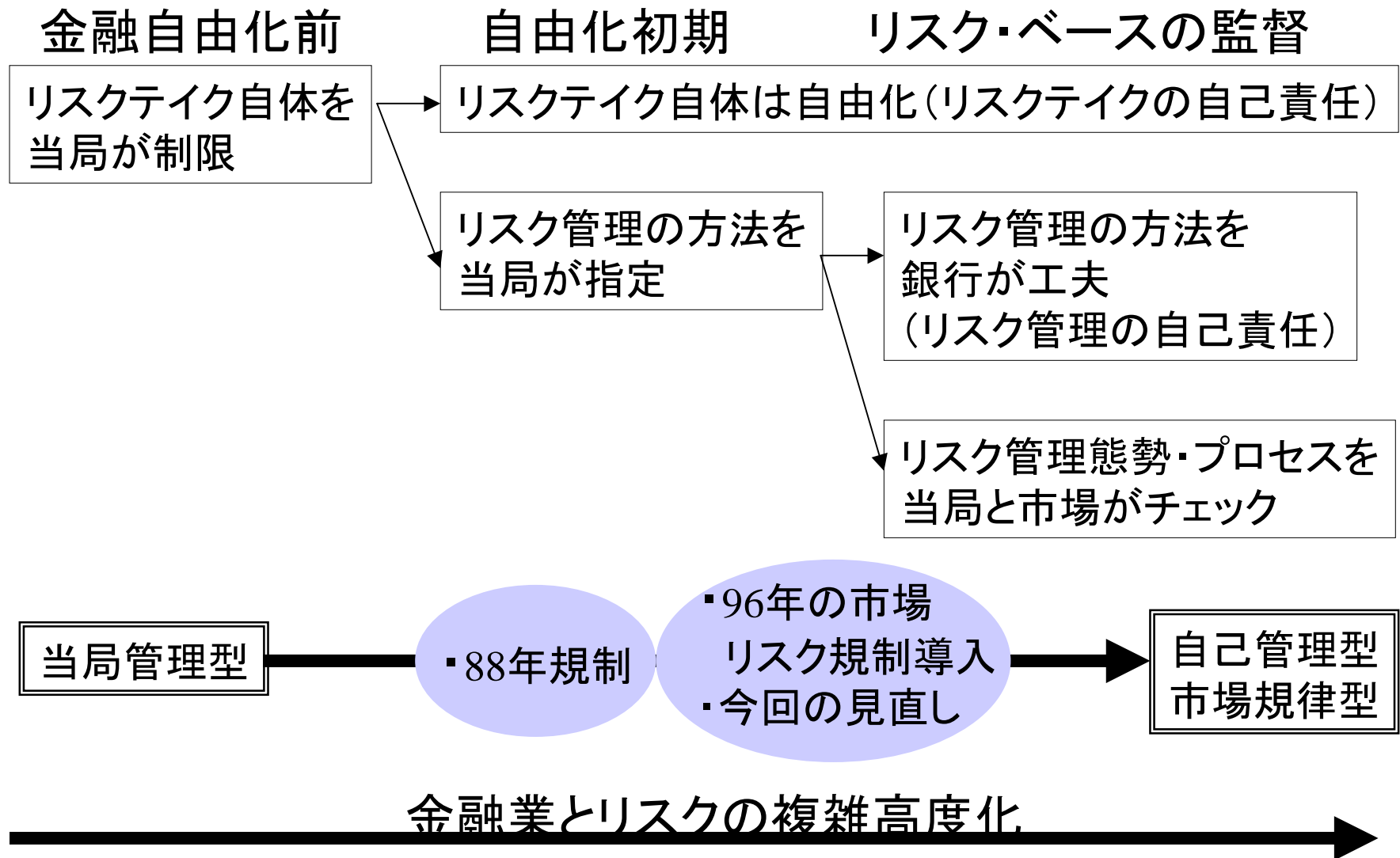
  - 2001年末頃 最終案を公表予定

  - 2004年 見直し基準の適用開始

## 「BIS規制」見直し 3つのポイント

1. 当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ
2. 銀行経営上のリスクをより正確に計測
3. 個人・中小企業向け融資の取り扱いを最終案確定までに検討

# (ポイントの1) 当局管理型の監督から、 自己管理と市場規律を中心とした監督へ



# 「BIS規制」見直しの3つの柱

## 1) 第1の柱

リスク計測の精緻化

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク}} \geq 8\%$$

← この測定を精緻化(外部格付、内部格付)

## 2) 第2の柱

銀行自身による自己資本戦略の策定

→当局によるレビュー(格付手法、与信リスク管理  
プロセス等)

## 3) 第3の柱

自己資本構成、格付手法等に関する開示の充実  
→市場規律

# (ポイントの2) リスク(BIS比率の分母)をより 正確に計算

信用リスク

(貸し倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示  
銀行に3つの選択肢

市場リスク

(トレーディング業務のリスク等)

現行規制のまま

オペレーショナル・リスク

(事務事故や不正行為などによ  
って損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示  
銀行に3つの選択肢

# 信用リスク計測の精緻化のイメージ

現状

一律のリスクウェイトを適用

政府向け	OECD
	OECD以外
銀行	
事業法人	
その他(注)	

(注)オフバランス項目等

見直し後

標準的手法  
(外部格付を活用)

内部格付手法1  
- 基礎的アプローチ  
(デフォルト確率を銀行が判定)

内部格付手法2  
- 先進的アプローチ  
(倒産時損失率とデフォルト確率を銀行が判定)

(内部モデル 将来の検討課題)

銀行の  
選択肢

監督当局のレビュー(第二の柱)  
市場規律(ディスクロージャー)  
(第三の柱)

# 信用リスク計測の精緻化

## (1)標準的手法

### (第二次市中協議案)

債権	現行		見直し後						
			AAA～ AA-	A+～ A-	BBB+ ～BBB-	BB+ ～BB-	B+～B-	B-未満	未格付
政府(注1)	OECD加盟国 0% その他諸国 100%	→	0%	20%	50%	100%	100%	150%	100%
銀行	OECD加盟国 20%	選択肢1 (注2)	20%	50%	100%	100%	100%	150%	100%
	その他諸国 100%	選択肢2 (注3)	20%	50% (注4)	50% (注4)	100% (注4)	100% (注4)	150%	50% (注4)
事業法人	100%		20%	50%	100%	100%	150%	<b>100%</b>	

(注1)政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により、低いリスク・ウェイトを適用可。

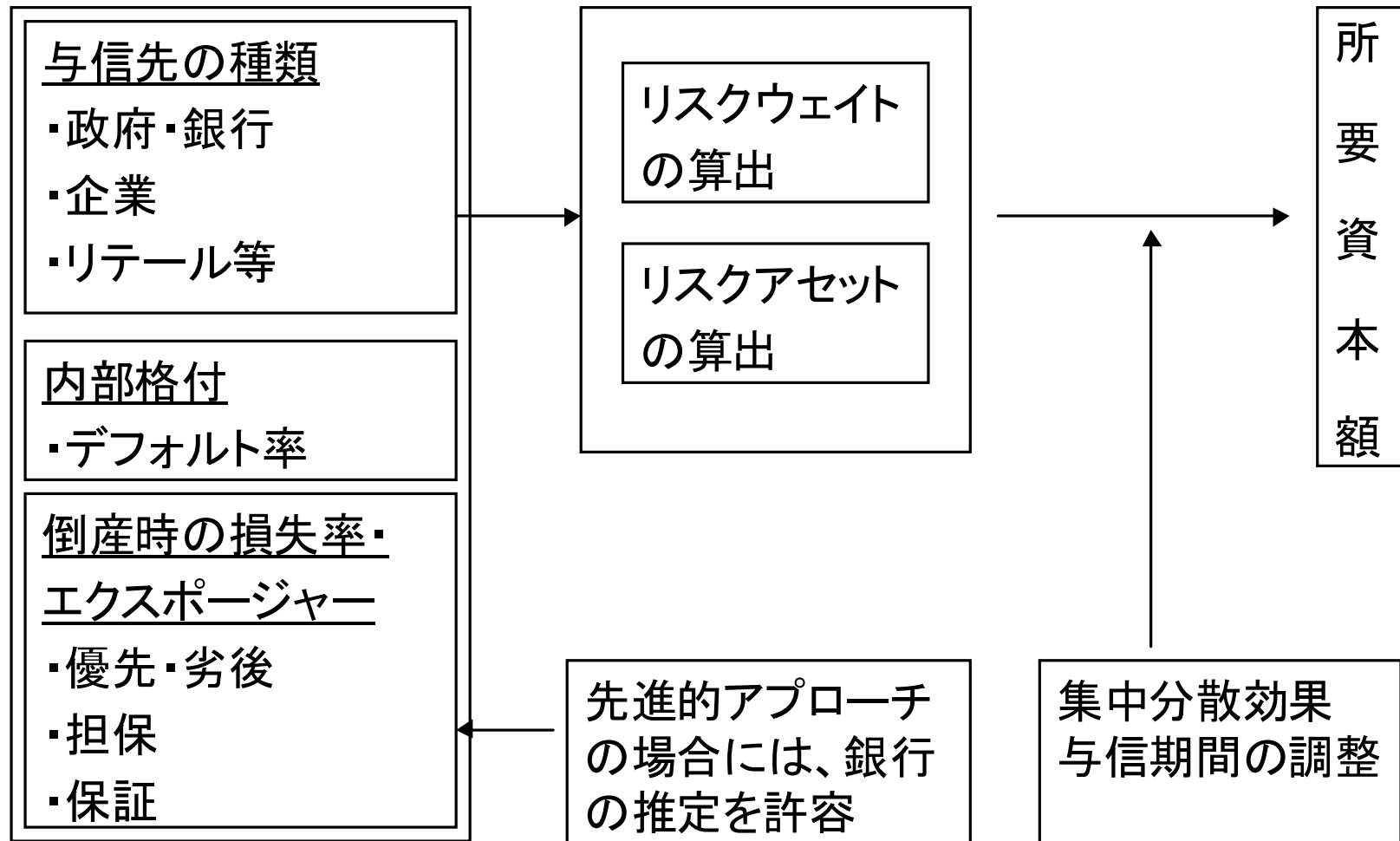
(注2)当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

(注3)個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

(注4)原契約期間の短い(例えば3カ月未満の)銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。



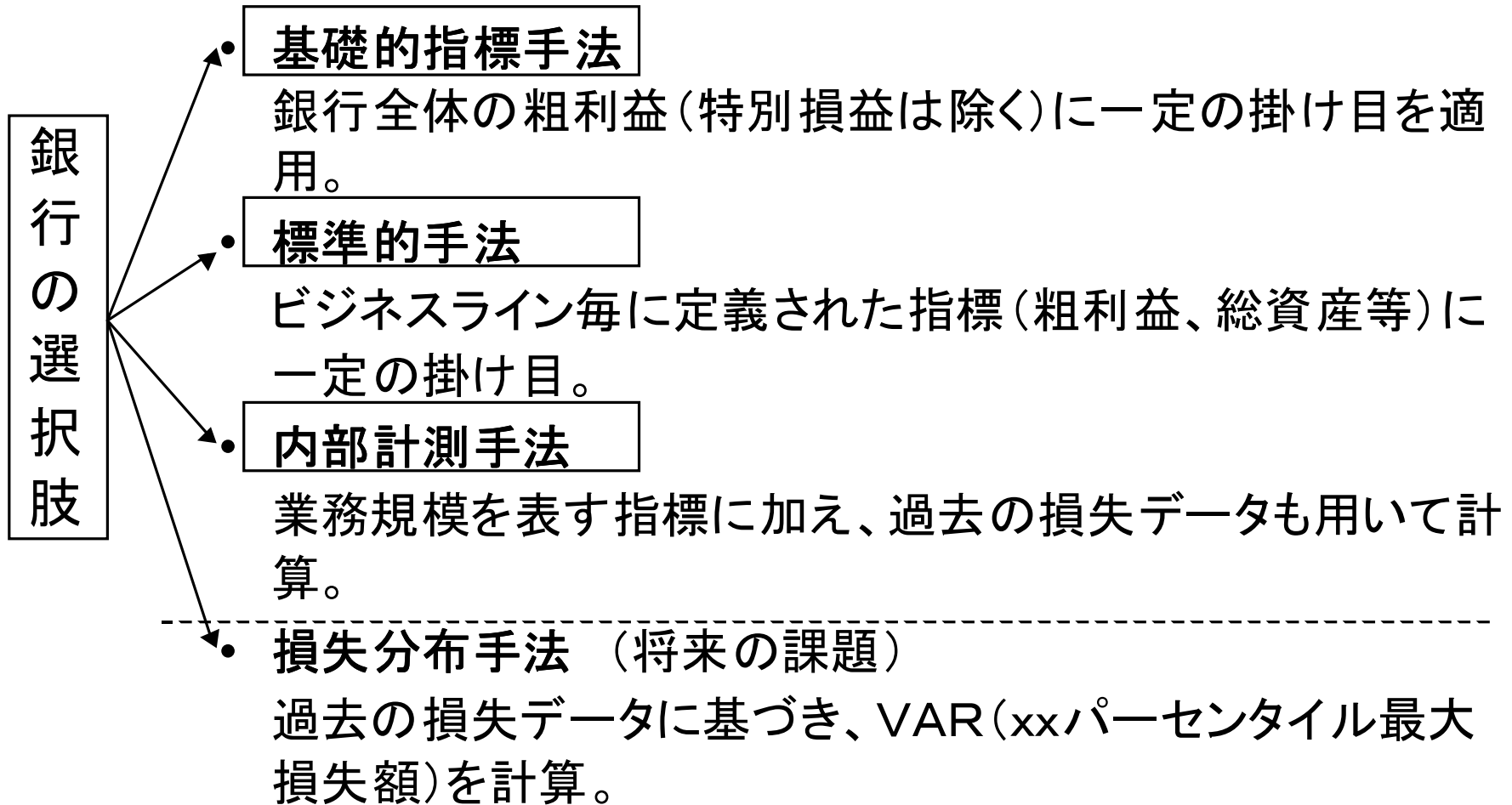
## (2) 内部格付手法のイメージ



# オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク） の計量化

1. オペレーショナル・リスクの増大  
業務の高度化、アウトソーシングの拡大、  
ITへの依存、訴訟
2. 銀行毎のリスク特性の多様化  
信用リスク・市場リスクとオペ・リスクの比重が  
銀行によって異なる
3. 信用リスク計測の精緻化にも対応

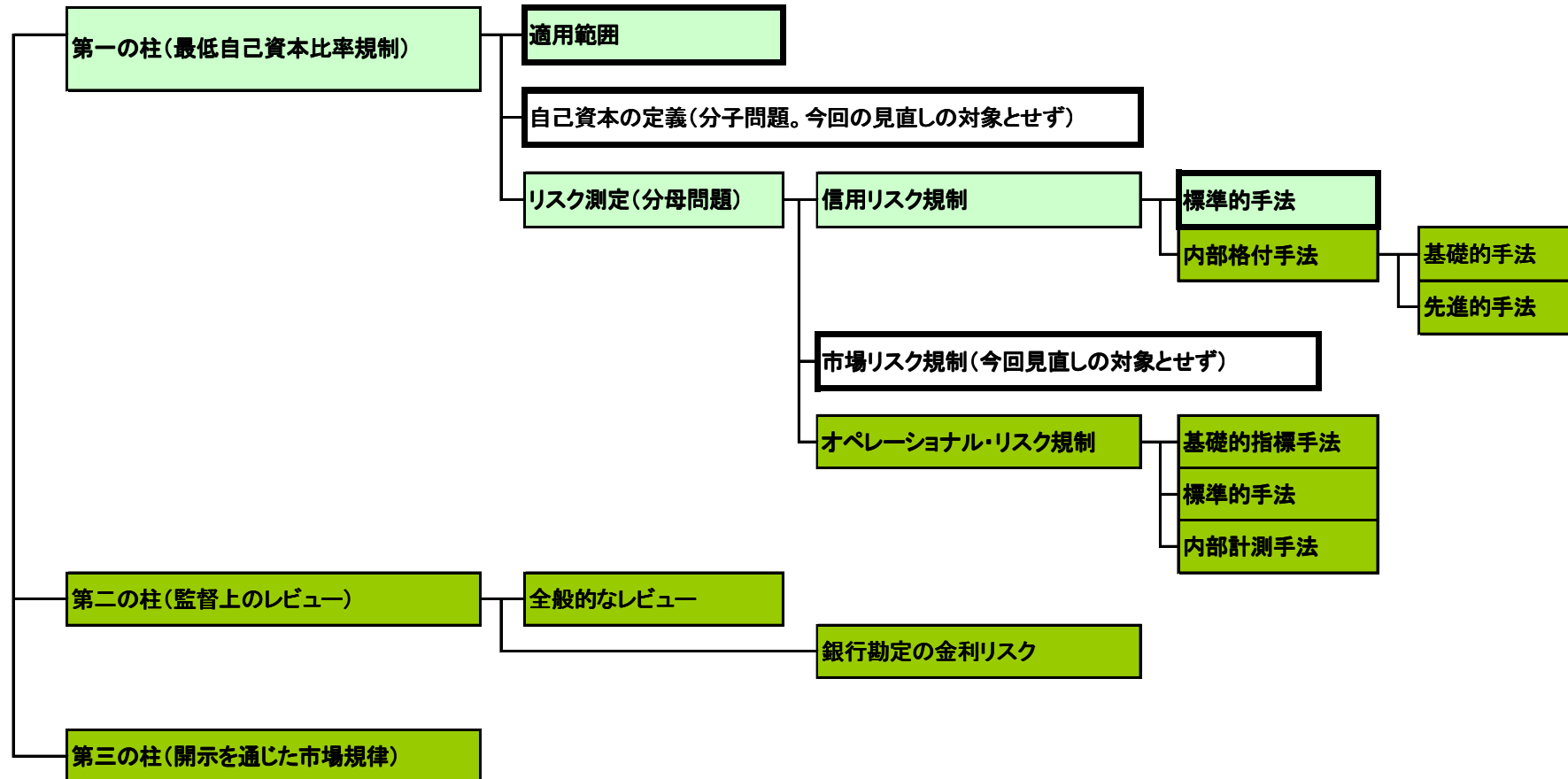
# オペレーショナル・リスクの計量化



## (ポイントの3) 個人・中小企業向け融資の 取扱い(最終案確定までに検討)

- 個人向け及び中小企業向け融資のうち一定のもの(リテール)の所要自己資本水準を、標準的な融資より小さくできないか検討。
- リテール以外についても、内部格付手法では、小口分散によるリスク削減効果を盛り込む。

# (参考) 「BIS規制」見直しの骨格



(注)太線は現行規制に原型がある部分。

薄い網かけ部分は現行規制の見直しを行っているものであり、濃い網かけ部分は新規に作業を行っているもの。

# 我が国の現行自己資本比率規制の概要

## 国際統一基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部) + Tier II (劣後ローン、有価証券含み益等)}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} \geq 8\%$$

(注) 更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

## 国内基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部) + Tier II (劣後ローン等。有価証券含み益含まず)}}{\text{(国際基準と同じ分母)}} \geq 4\%$$